

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則	1
告 示	
○地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	1
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
公 告	
○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推 進課)	5
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3 件) ( " )	6

規 則

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第110号

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）を施行するため、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるものを除くほか、法において使用する用語の例による。（報告書の添付書類）

第3条 省令第5条第4項の所管行政庁が規則で定める書類については、法第7条の規定による報告において要安全確認計画記載建築物が法第17条第3項第1号に掲げる基準に適合している旨が含まれている場合に限り添えなければならない。法附則第3条第1項の規定による要緊急安全確認大規模建築物に係る報告における省令附則第3条において準用する省令第5条第4項

の所管行政庁が規則で定める書類についても、同様とする。

2 前項の場合において、所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画の判定に関し知識及び能力を有すると知事が認める者が建築物の耐震診断について、技術指針事項に基づき判定した書類（次条第2項第1号において「耐震診断判定書」という。）の写し（耐震改修の工事を実施した場合にあっては、当該知事が認める者が建築物の耐震改修の計画について、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していると判定した書類（次条第2項第1号において「耐震改修計画判定書」という。）の写し）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 前項の規定にかかわらず、当該報告に係る要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下この項において「一部改正法」という。）の施行の日までに耐震診断又は耐震改修（一部改正法による改正前の法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）を終えている場合は、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を添えないことができる。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書の添付書類)

第4条 省令第33条第1項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請の時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者が証する書類

(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

2 省令第33条第2項第1号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 耐震診断判定書の写し及び当該申請の時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者が証する書類（耐震改修の工事を実施した場合にあっては、耐震改修計画判定書の写し及び当該申請の時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者が証する書類並びに建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下この号において同じ。）が工事監理（同法第2条第7項に規定する工事監理をいう。以下この号において同じ。）を行った場合における工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書をいい、同法第20条第4項に規定する

方法により報告が行われた場合における当該報告の内容を出力することにより作成した書面を含む。以下この号において同じ。）の写し又は建築士以外の者が工事監理を行った場合における工事監理報告書に準ずる書類の写し）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 省令第33条第2項第2号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請の時に著しい劣化その他の技術指針事項に適合しない事由が認められないことを省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者が証する書類

(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第624号

平成26年4月高知県告示第286号で告示した平成26年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	須崎市	須崎市多ノ郷甲、須崎、池ノ内及び上分乙の各一部並びに吾井郷丙	平成26年度中
変更後		須崎市多ノ郷甲、須崎、池ノ内、上分乙及び桑田山甲の各一部並びに吾井郷丙	
変更前	宿毛市	宿毛市山田及び芳奈の各一部	〃
変更後		宿毛市山田、芳奈及び黒川の各一部	
変更前	佐川町	高岡郡佐川町甲、乙、丙及び加茂の各一部	〃

変更後	高岡郡佐川町甲、乙、丙、加茂及び岩目地の各一部
-----	-------------------------

**高知県告示第625号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
323-29-019	大平川	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-021	中後入谷川(1)	香美市土佐山田町有谷、土佐山田町中後入及び土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-243	大荒谷川	香美市土佐山田町大平及び土佐山田町佐野 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-244	中後入谷川(2)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-245	大後入谷川	香美市土佐山田町大後入、土佐山田町中後入、土佐山田町西後入及び土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-249	中後入谷川(3)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	土石流

323-29-250	中後入谷川(4)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-251a	有谷川(1)	香美市土佐山田町有谷及び土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-251b	有谷川(2)	香美市土佐山田町有谷、土佐山田町佐竹及び土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-504	仁井田川	香美市土佐山田町佐野、土佐山田町西後入及び土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-022a	杉田谷川(1)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-022b	杉田谷川(2)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-024	影山谷川	香美市土佐山田町影山 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-252	杉田谷川(3)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-253	杉田谷川(4)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-254	間谷川(1)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-255	間谷川(2)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-261	佐古田川(1)	香美市土佐山田町加茂、土佐山田町林田及び土佐山田町山田島	土石流

		(別紙図面のとおり)	
323-29-262	佐古田川(2)	香美市土佐山田町加茂、土佐山田町町田及び土佐山田町山田島 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-505	杉田谷川(5)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-506	佐古田川(3)	香美市土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-507	佐古田川(4)	香美市土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-508	佐古田川(5)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-509	佐古田川(6)	香美市土佐山田町林田 (別紙図面のとおり)	土石流
323-29-510	佐古田川(7)	香美市土佐山田町加茂及び土佐山田町山田島 (別紙図面のとおり)	土石流
323-99-001	佐古田川(8)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	土石流
323-99-002	杉田谷川(6)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	土石流
I-549	大平(1)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-553	本村(5)	香美市土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-560	本村(1)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-561	本村	香美市土佐山田町中後	急傾斜地の崩壊

	(2)	入及び土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	
I-562	有谷 (1)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-563	佐竹 (1)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-564	大後入 (1)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1311	大平 (2)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1312	本村 (3)	香美市土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1345	大平 (3)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1355	中後入 (1)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1393	佐野 (1)	香美市土佐山田町佐野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1398	佐竹 (2)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1399	佐竹 (3)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1412	大平 (4)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1413	佐野 (2)	香美市土佐山田町佐野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1414	西後入 (6)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1415	本村 (4)	香美市土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1416	有谷 (2)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1417	中後入 (2)	香美市土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1418	有谷 (3)	香美市土佐山田町有谷及び土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1419	有谷 (4)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1420	有谷 (5)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1421	有谷 (6)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1422	有谷 (7)	香美市土佐山田町有谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1440	西後入 (1)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1441	西後入 (2)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1442	西後入 (3)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1443	西後入 (4)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1444	西後入 (5)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

		り)	
II-1445	大後入 (2)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1446	大後入 (3)	香美市土佐山田町大後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1474	大平 (5)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1478	本村 (6)	香美市土佐山田町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1479	西後入 (8)	香美市土佐山田町西後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1480	中後入 (3)	香美市土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1481	中後入 (4)	香美市土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1482	中後入 (5)	香美市土佐山田町中後入 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1483	佐竹 (4)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1484	佐竹 (5)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1485	佐竹 (6)	香美市土佐山田町佐竹 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1486	大平 (6)	香美市土佐山田町大平 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1487	佐竹	香美市土佐山田町佐竹	急傾斜地の崩壊

	(7)	(別紙図面のとおり)	
II-1494	大後入(4)	香美市土佐山田町大後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1495	西後入(7)	香美市土佐山田町大後入及び土佐山田町西後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1496	中後入(6)	香美市土佐山田町西後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1497	中後入(7)	香美市土佐山田町中後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323013	中後入(8)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323014	中後入(9)	香美市土佐山田町中後入及び土佐山田町西後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323015	中後入(10)	香美市土佐山田町中後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323016	中後入(11)	香美市土佐山田町中後入(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323017	大平(7)	香美市土佐山田町大平(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323018	大平(8)	香美市土佐山田町大平(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323019	佐野(3)	香美市土佐山田町佐野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323020	本村(7)	香美市土佐山田町本村(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-529	間(1)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-542	間(2)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-543	加茂(1)	香美市土佐山田町加茂(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-550	宮ノ口(1)	香美市土佐山田町宮ノ口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-551	杉田(1)	香美市土佐山田町杉田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-554	影山(1)	香美市土佐山田町影山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1300	加茂(2)	香美市土佐山田町加茂(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1352	影山(2)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町林田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1360	影山(3)	香美市土佐山田町佐古藪(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1361	間(3)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1362	間(4)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1363	間(5)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1364	間(6)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
		紙図面のとおり)	
II-1365	間(7)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1366	間(8)	香美市土佐山田町影山及び土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1367	町田(3)	香美市土佐山田町町田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1368	加茂(3)	香美市土佐山田町加茂(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1394	杉田(2)	香美市土佐山田町杉田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1395	杉田(3)	香美市土佐山田町杉田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1396	宮ノ口(2)	香美市土佐山田町杉田及び土佐山田町宮ノ口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1397	宮ノ口(3)	香美市土佐山田町杉田及び土佐山田町宮ノ口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1471	間(9)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1472	影山(4)	香美市土佐山田町影山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-15	間(10)	香美市土佐山田町間(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-16	林田	香美市土佐山田町加茂及び土佐山田町林田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-17	加茂(4)	香美市土佐山田町加茂(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅲ-18	町 田 (1)	香美市土佐山田町町田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-19	町 田 (2)	香美市土佐山田町町田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323021	杉 田 (4)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323022	杉 田 (5)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323023	杉 田 (6)	香美市土佐山田町杉田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323024	間(11)	香美市土佐山田町間 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323025	影 山 (5)	香美市土佐山田町影山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323026	加 茂 (5)	香美市土佐山田町加茂 及び土佐山田町山田島 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -530	逆 川 (1)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -531	逆 川 (2)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -532	逆 川 (3)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -533	逆 川 (4)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -555	逆 川 (19)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I -556	逆 川 (20)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1301	逆 川	香美市土佐山田町逆川	急傾斜地の崩壊

	(5)	(別紙図面のとおり)	
Ⅱ -1302	逆 川 (6)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1303	逆 川 (7)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1304	逆 川 (8)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1369	逆 川 (9)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1370	逆 川 (10)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1371	逆 川 (11)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1372	逆 川 (12)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1373	逆 川 (14)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1374	逆 川 (13)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1375	逆 川 (15)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1376	逆 川 (16)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1377	逆 川 (17)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ -1473	逆 川 (18)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323027	逆 川 (21)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ -	逆 川	香美市土佐山田町逆川	急傾斜地の崩壊

323028	(22)	(別紙図面のとおり)	
Ⅳ - 323029	逆 川 (23)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323030	逆 川 (24)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323031	逆 川 (25)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323032	逆 川 (26)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅳ - 323033	逆 川 (27)	香美市土佐山田町逆川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井 川字竹屋敷1474番1 から 高岡郡四万十町打井 川字竹屋敷1491番ま で	前	9.9 } 25.7	140
	後	9.9 } 25.7	140

-----  
**公 告**  
-----

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供す

る。  
平成26年11月14日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称  
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の案の縦覧期間  
平成26年11月14日から同年12月12日まで

~~~~~

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称  
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成26年11月14日から同年12月12日まで

~~~~~

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成26年11月14日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称  
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成26年11月14日から同年12月12日まで

~~~~~

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に

供する。  
平成26年11月14日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称  
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
平成26年11月14日から同年12月12日まで